

前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領

1 目的

この要領は、社会福祉施設等において利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の前橋市への報告の取扱いを定め、もって類似する事故の再発防止及び利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

2 対象施設・事業所

報告の対象となる施設及び事業所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく、前橋市内に所在する施設及び事業所（以下「対象施設」という。）とする。ただし、市外の施設又は事業所のうち前橋市が措置した（講じた福祉サービスの）利用者に事故が発生したものは、対象施設とする。

3 報告の範囲等

報告の対象となる事故は、次の表のとおりとする。

事故の区分	備 考
(1) 利用者の負傷、死亡事故その他の重大な人身事故	ア 対象施設内における事故のほか、送迎、通院等の間の事故を含む。また、在宅福祉事業についても同様とする。 イ 負傷の程度については、外部の医療機関等で受診（入院又は全治3週間以上）を要したものとする。ただし、保育所（保育園）については、外部の医療機関等で受診したものであれば報告するものとする。 ウ 対象施設の過誤、過失の有無は問わない。 エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族から説明を求められたときは、報

	告すること。
(2) 職員による法令違反、不祥事等	ア 利用者に対する虐待又は不適切な処遇 イ 利用者からの預かり金の横領等、利用者の処遇に影響のあるもの
(3) 利用者による法令違反、不祥事等	対象施設内及び送迎、通院等において利用者が行った不法行為、人身傷害、物損等
(4) 食中毒及び感染症	ア 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、この要領にも従い報告すること。 イ 感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとする。ただし、5類感染症であっても、インフルエンザ等が対象施設内に蔓延する等の状態になった場合には、報告すること。
(5) 利用者の無断外泊等による行方不明者の発生	
(6) 地震等の天災、火災等に起因する対象施設の損壊事故	
(7) 前各号に規定するもののほか、利用者の生命、身体又は精神に重大な影響を及ぼす事故	

4 報告先

対象施設は、3で定める事故が発生した場合は、5の様式により前橋市の施設又は事業所所管課に速やかに報告すること。なお、報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

5 報告の様式

別紙報告様式「社会福祉施設等事故報告書」を標準とする。

6 その他留意事項

対象施設は、法令、通知等に基づき、別途、県及び利用者の保護者又は家族へ報告をすること。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。